

「シェール関連日本株ファンド(愛称:資源革命)」 ～第2期決算 分配金のお知らせ～

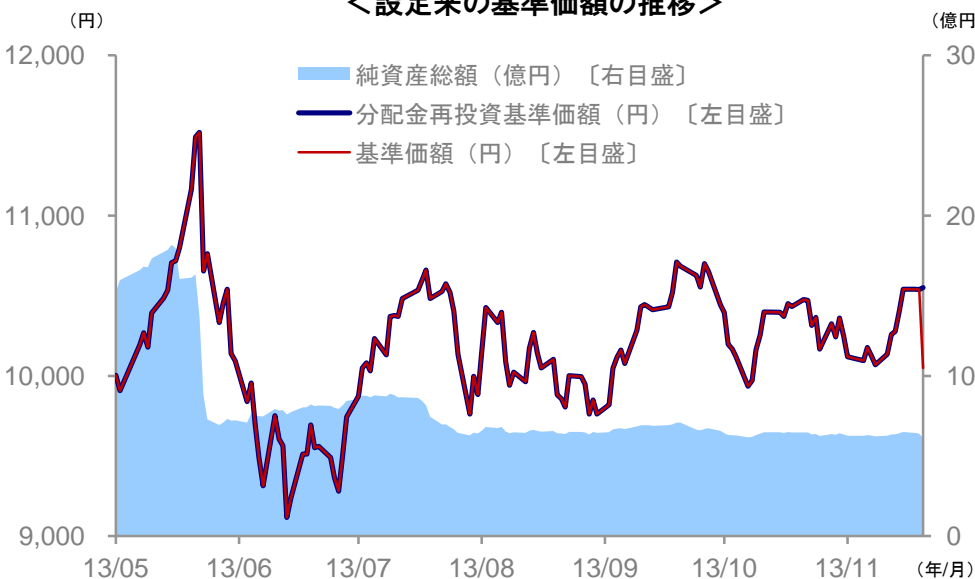
お客様各位

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
「シェール関連日本株ファンド(愛称:資源革命)」は、2013年11月20日(水)に第2期決算を迎えました。
当期における分配金額は500円(1万口あたり、税引前)と致しましたので、お知らせいたします。

第2期分配金(1万口あたり、税引前) **500円**

(2013年11月20日時点)

＜設定来の基準価額の推移＞



＜ファンドの概要等＞

設定日	2013/5/1
決算日(年4回)	2月、5月、8月、11月の各20日 (休業日の場合は翌営業日)
基準価額(円)	10,050
純資産総額(億円)	61.2

＜基準価額の騰落率＞

3カ月前比	6.76%
6カ月前比	-5.50%
設定来	5.50%

＜分配金の実績＞

第1期分配金	0円
第2期分配金	500円
設定来	500円

期間：2013年5月1日(設定日)～2013年11月20日(日次データ)

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円)。運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。
※分配金再投資基準価額は信託報酬等控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。設定来の基準価額の騰落率は10,000円を基準として算出しています。基準価額の騰落率は税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配方針

- 年4回(2月、5月、8月、11月の各20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
- ・分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

詳しくは、「契約締結前交付書面」および「投資信託説明書(交付目論見書)」(一体で交付される書面がある場合はそれを含みます)で内容をご確認ください。

●本資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ、数値等は、資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内の株式等、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。●投資信託への投資にあたっては、お申込手数料のほか、信託財産を通じて間接的に信託報酬、監査報酬および管理費用等のコストをご負担いただきます。●投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

(ご参考)シェール革命への期待と日経平均株価の推移

①シェール革命はIT革命を凌ぐ長期間にわたる構造変革期となり、株式市場に好影響を与えると期待されます。

<投資テーマの変遷>

IT革命(1990年代)

情報通信技術の発展によりインターネット関連企業が相次ぎ上場(Yahoo!、楽天など)。

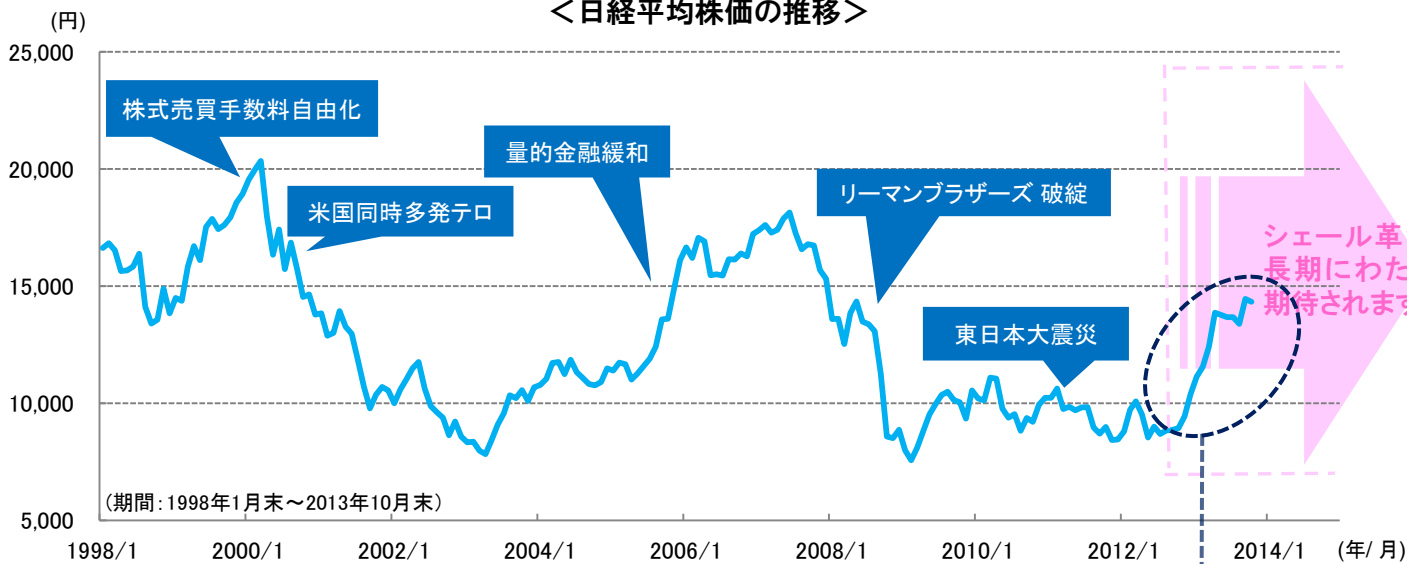
BRICs(2000年代)

中国、ブラジルなど新興国のインフラ投資や消費拡大が進み、世界的な好景気局面へ。

シェール革命(現在)

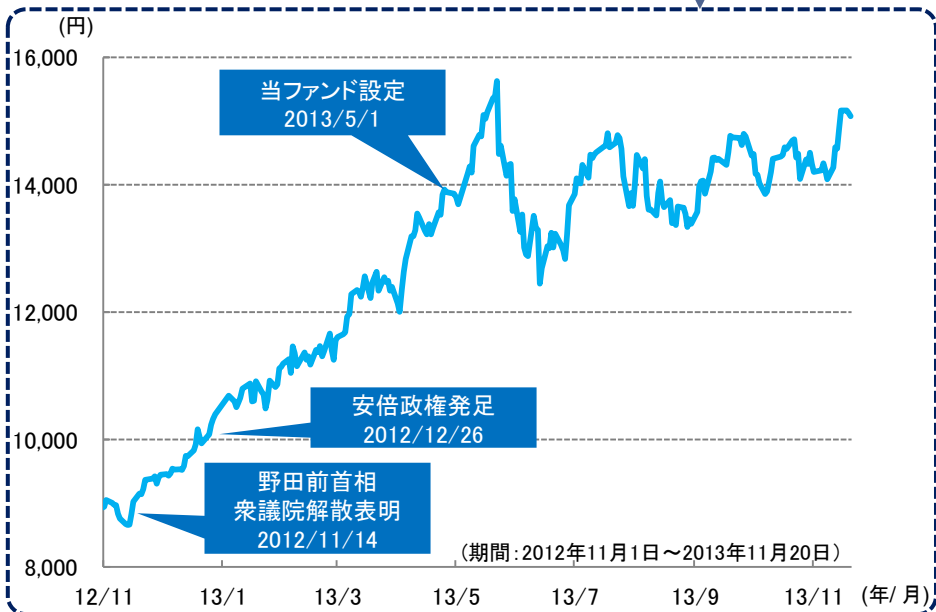
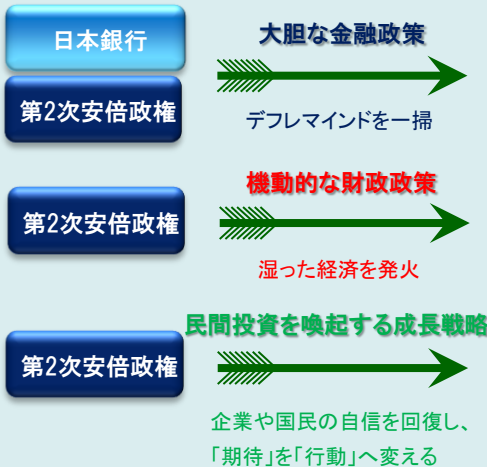
アベノミクスによるデフレ脱却、円高修正に加え、新エネルギー登場による日本経済の変革期の到来。

<日経平均株価の推移>



②2012年12月に誕生した第2次安倍政権は、デフレ脱却や、一定の経済成長の達成などを実現するために「3本の矢」と表現する3つの経済政策を打ち出しています。

<三本の矢による経済政策>



出所: Bloombergデータを基に明治安田アセットマネジメント作成

※上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません

当ファンドの特色

- 主として、マザーファンド受益証券を通じて、シェール革命の経済波及効果から期待される世界経済、社会の変革に着目し、主として日本の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含む)に投資します。
- シェール革命によってもたらされる変革期を勝ち抜くと予想される企業を選定し、投資を行います。
 - シェール革命は、日本の産業の「上流部門」、「中流部門」、「下流部門」それぞれに構造変化をもたらすと予想されます。
 - 当ファンドでは、それぞれの分野で起こる、新たな競争に勝ち抜くと予想される企業に投資します。
 - ◆マザーファンドの運用は個別企業の成長性や財務内容等の調査・分析を活用したボトムアップ・アプローチを重視します。
 - ◆株式の実質組入れ比率は、原則として高位を保ちます。
 - ◆株式以外の資産(他の投資信託証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託証券の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内の株式等、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。**また、**ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。**なお、**ファンドが有する主なりリスクは、以下の通りです。**

■主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
---------	--

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社
(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号 加入協会：一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会)
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) 三井住友信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
銀行	株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号	日本証券業協会
証券会社	東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号	日本証券業協会
	ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	日本証券業協会
	池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	日本証券業協会

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。)※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込日不可	—
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2013年5月1日から2018年5月21日
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	2月、5月、8月、11月の各20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 (注)当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。http://www.myam.co.jp/
運用報告書	2月および8月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用が可能です。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(2014年1月1日以降)。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、 3.15%※(税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社へお問い合わせください。 ※消費税率が8%になった場合には、3.24%となります。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、 年1.512%※(税抜1.44%) の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。 ※消費税率が8%になった場合には、年率1.552%となります。 (年率)			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
	1.512%(税抜1.44%)	0.735%(税抜0.70%)	0.735%(税抜0.70%)	0.042%(税抜0.04%)
<消費税率が8%になった場合> (年率)				
合計	委託会社	販売会社	受託会社	
1.552%(税抜1.44%)	0.756%(税抜0.70%)	0.756%(税抜0.70%)	0.0432%(税抜0.04%)	
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

●ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………10.147%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…10.147%

- ・上記は2013年12月末まで適用されるものであり、2014年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。
- ・少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。当制度をご利用の場合、詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
- ・法人の場合については上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。